

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 4号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 20 年 1 月 30 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、原子炉の中性子束分布を測定するために原子炉内に挿入していた移動式炉心内計装系^{*1}の電動式の検出器駆動装置が動かなくなり、検出器を格納容器外に引き抜くことができなくなったため、当該配管の格納容器隔離弁^{*2}が閉できないことを確認いたしました。

このため、同日午後 0 時 10 分、保安規定第 43 条に定める「運転上の制限」^{*3}を満足していないと判断いたしました。

その後、検出器駆動装置を手動で動作させ、検出器を格納容器外に引き抜いた後、格納容器隔離弁が正常に閉じることを確認したことから、本日午後 2 時 10 分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

今後、原因について詳細に調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 移動式炉心内計装系

原子炉の中性子束分布を測定する装置で、検出器を炉心内で上下に移動することにより連続で測定できる。

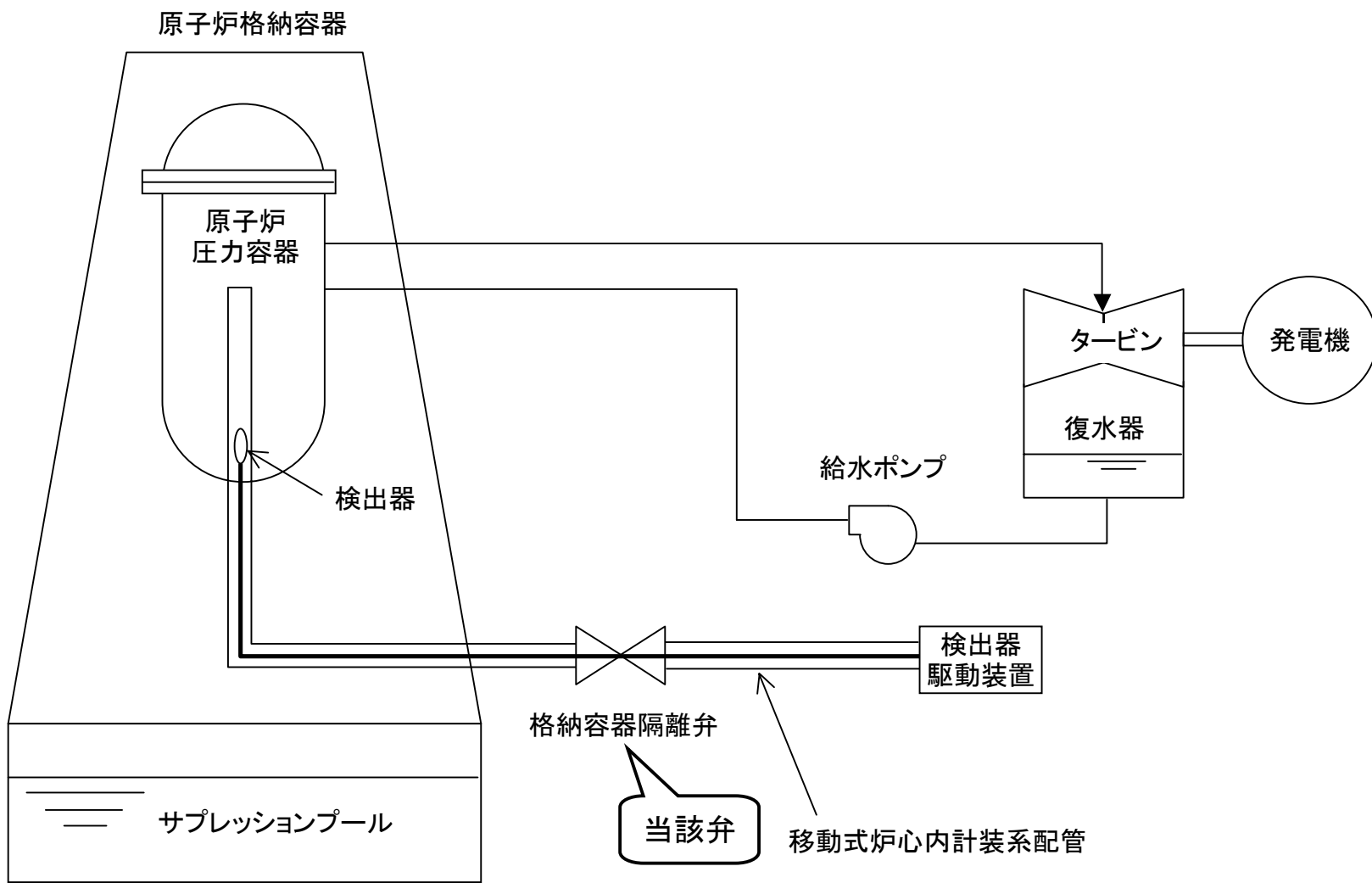
* 2 格納容器隔離弁

事故時に放射性物質が外部に放出されないように設置されている弁。

* 3 「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。

保安規定第 43 条では、格納容器隔離弁が動作可能であることが要求されており、4 時間以内に動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する必要がある。



系統概略図